

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第1期募集 法律科目試験問題

憲 法

平成24年9月16日（日） 13：00～15：00

○ 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。
解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例について、設問に答えなさい。（配点：40点）

東証2部上場のX社の主要株主（発行済み株式総数の100分の10以上を保有。証券取引法（以下、法という）163条1項）であるY社が、X社株の6か月以内の短期売買によって2018万3691円の利益を上げたため、XはYに対して、法164条1項にもとづき、短期売買差益の提供を請求する訴えを提起した。

設問1 Yは、いかなる憲法上の主張をすることができるか。

設問2 Yの主張に対して、Xはどのような反論をすることができるか。

○ [資料] 証券取引法（現行の金融商品取引法に改正されるまでのもの）（昭和23年4月13日法律第25号）

第1条 この法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。

第163条 第2条第1項第4号、第5号の2又は第6号に掲げる有価証券（略）で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものの他の政令で定める有価証券の発行者（略）の役員及び主要株主（略）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第4号、第5号の2若しくは第6号に掲げる有価証券（略）その他の政令で定める有価証券又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第10号の2に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券に係る買付け等（略）又は売付け等（略）をした場合（略）においては、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（略）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月15日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 以下略

第164条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてそれに係る買付け等をした後6月以内に売付等をし、又は売付け等をした後6月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

2 以下略

以上